

事 務 連 絡  
令和5年（2023年）6月9日

各保健所設置市感染症対策所管課長 様

保健福祉部感染症対策局感染症対策課主幹

**改正感染症法に係る厚生労働省通知等について**

このことについて、次のとおり厚生労働省から通知がありましたのでお知らせします。  
つきましては、貴保健所管内の市医師会に対し、周知くださるようお願いいたします。

記

**【添付資料】**

- (1) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の  
一部の施行等について  
(令和5年5月26日付け医政発 0526 第11号・産情発 0526 第2号・健発 0526 第4号)
- (2) 「都道府県、保健所設置市及び特別区における予防計画作成のための手引き」について  
(令和5年5月26日付け健感発 0526 第16号・医政地発 0526 第3号・医政産情企発 0526  
第1号・健健発 0526 第1号)
- (3) 「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」について  
(医政地発 0526 第4号・医政産情企発 0526 第2号・健感発 0526 第15号)

担 当：感染症対策連絡本部指揮室戦略班  
T E L：011-206-0368  
E-mail：kansen.taisaku@pref.hokkaido.lg.jp